② 瀬戸中央自動車道

ａ 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前４時までの間に通行する。ただし、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

ｂ 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前５時までの間に通行する。ただし、山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前０時から午前４時までの間に通行する。

(ﾛ) 割引適用区間

① (ｲ)①ａ(a)又は同ｂ(a)に定める通行をする場合

神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

(ｲ)①ａ(b)から同ａ(e)、同ｂ(b)又は同ｂ(c)に定める通行をする場合

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。

② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ﾊ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(ﾆ) 実施期間

平成21年３月20日から平成26年３月31日までとする。

(ﾎ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ル 西瀬戸自動車道連続利用割引

(ｲ) 割引をする自動車

休日の午前４時から翌午前０時までの間に、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車のうち、中型車、大型車及び特大車。

(ﾛ) 割引を適用する場合

① 生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間と大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間の両方を含む通行をする場合。

② ①以外の通行のうち、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

③ ①以外の通行のうち、大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

(ﾊ) 割引額

料金の割引額は、下表のとおりとする。

① (ﾛ)①の場合。

車　種	中型車	大型車	特大車
割引額	200円	300円	500円

② (ﾛ)②又は③の場合。

車　種	中型車	大型車	特大車
割引額	100円	150円	250円

(ﾆ) 実施期間

平成21年３月20日から平成26年３月31日までとする。

ヲ 休日終日割引

(ｲ) 割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日にロの(ｲ)に定める区間の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

(ﾛ) 割引率等

① 平成21年３月23日から平成24年４月13日まで

料金の割引率は、50パーセントとする。

ただし、平成21年３月20日から平成23年６月19日までの間については、１回の通行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

② 平成24年４月14日から平成26年３月31日まで

本割引適用後の料金の額は別表６のとおりとする。

(ﾊ) 実施期間

平成21年３月20日から平成26年３月31日までとする。

ワ 平日昼間割引

(ｲ) 割引をする自動車

休日以外の日に、次の①又は②に定める通行をするＥＴＣ車。

① (ﾛ)に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前９時から午後５時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。